○厚生労働省告示第三十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年度分の補助金等に係る財産から適用する。

平成二十三年二月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表補助金等の名称の欄中「独立行政法人国立がん研究センター施設整備費補助金」を「独立行政法人国立がん研究センター施設整備費補助金　独立行政法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金」に、「独立行政法人国立がん研究センター施設整備費補助金」を「医療施設等施設整備費補助金　独立行政法人国立がん研究センター施設整備費補助金　独立行政法人医療研究センター施設整備費補助金　独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費補助金」に、「医療施設等施設整備費補助金」を「医療施設等施設整備費補助金　独立行政法人医療研究センター施設整備費補助金　独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費補助金」に、「遺族及留守家族等援護事務委託費（昭和館運営委託に係るものに限る。）」を「遺族及留守家族等援護事務委託費（昭和館運営委託に係るものに限る。）　国立がん研究センター施設整備費補助金　国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金　国立国際医療研究センター設備整備費補助金　国立循環器病研究センター設備整備費補助金　国立成育医療研究センター設備整備費補助金　国立長寿医療研究センター設備整備費補助金」に改める。

○農林水産省告示第四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県伊那市伊那一〇〇〇一の八一、一〇〇〇一の八二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

伊那一〇〇〇一の八一・一〇〇〇一の八二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県伊那市山寺二〇八一の四、二〇八一の六、二〇八一の九、二〇八三の一、二〇八四、二〇八八の一、二一二九、二一三〇の四から二一三〇の六まで、二一三〇の八から二一三〇の一〇まで、二一三〇の一六、三一五四の四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字伊那富字大日尻九六一九の五、九六二五の一、九六二六、九六二七、九六二九から九六三一まで、九六三二の一から九六三二の四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡上松町大字荻原三四の一（次の図に示す部分に限る。）、三四の二から三四の一四まで、三五（次の図に示す部分に限る。）、三六の一から三六の六まで、三六の七・三六の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七の一から三七の一五まで、三七の一七から三七の二〇まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三七の二一、三七の二二から三七の二四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三七の